

## 平成 30 年度山崎浄化センター臭気測定結果

### 1 測定場所

鎌倉市山崎浄化センターの敷地境界線（3 地点）、気体排出口（4 カ所）、排水水

### 2 試料採取日及び測定日

第 1 回 平成 30 年 5 月 14 日（敷地境界線）

第 2 回 平成 30 年 8 月 6 日（敷地境界線）

第 3 回 平成 30 年 11 月 12 日（敷地境界線）

第 4 回 平成 31 年 2 月 4 日（敷地境界線、気体排出口、排水水）

### 3 測定方法

臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法、環境庁告示第 63 号（平成 7 年）

### 4 測定結果

- (1) 敷地境界線（1 号基準：2 種地域）、気体排出口（2 号基準）、排水水（3 号基準）

測定箇所	臭気指数				
	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回	規制基準
敷地境界線（東）	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	15
敷地境界線（南）	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	15
敷地境界線（西）	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	15
B 系脱臭排気口	-	-	-	12 未満	33
放流水	-	-	-	20	31

- (2) 気体排出口（2 号基準）

測定箇所	臭気指数	臭気排出強度 ( $\text{m}^3\text{N}/\text{min}$ )	※規制基準 ( $\text{m}^3\text{N}/\text{min}$ )
沈砂池脱臭排気口	12 未満	$1.5 \times 10^3$ 未満	$4.8 \times 10^5$
A 系・汚泥脱臭排気口	12 未満	$3.9 \times 10^3$ 未満	$4.9 \times 10^5$
焼却脱臭排気口	15	$1.0 \times 10^4$	$4.9 \times 10^5$

※高さ 15m 以上の排出口は、悪臭防止法施行規則第 6 条の 2 に定める方法により算出した臭気排出強度で基準値と比較します。

山崎浄化センターの敷地境界線（3 地点）、気体排出口（4 カ所）、排水水における臭気指数及び臭気排出強度は、「悪臭防止法」及び「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」の規制基準を満足していました。